

消 防 予 第 274 号
消 防 情 第 138 号
令和元年 12 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)
消防庁防災情報室長
(公 印 省 略)

NTT固定電話のIP網移行に伴い発生する事象への対応について

今般、NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT」という。）が提供する固定電話サービスがIP網へ移行することに伴い、一部の火災通報装置において、今後、消防機関からの折り返しの連絡が正常に受けられなくなる事象が発生することが判明しました。

これを受け、NTTにおいて、火災通報装置を設置している防火対象物の関係者（以下「火災通報装置設置者」という。）に対して、当該事象の内容を周知し、事象が発生する条件に該当する場合には、改善策を講じていただくよう促す等の取組を進めることとなりました。

NTTがこの取組を進めるに当たっては、火災通報装置設置者の情報を保有している消防機関の協力が必要となりますので、消防機関におかれましては、下記事項にご留意の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、別添1及び別添2のとおり、一般財団法人日本消防設備安全センター及び一般社団法人全国消防機器協会を通じて、消防用設備等の設置事業者や点検事業者に対しても、NTTと協力して火災通報装置設置者に対し本事象を周知すること等について依頼しています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 発生する事象の内容について

事象が発生する背景、内容及び改善方法の詳細については、別紙1－1を参照すること

と。

2 火災通報装置設置者に対する事象の周知及び改善の促進について

- (1) NTTにおいて、以下のホームページや別紙2のリーフレットにより、火災通報装置設置者に対して、事象の内容を周知し、改善策を講じるよう促すことが予定されていることを踏まえ、立入検査等の機会を捉え、これらの資料を活用しつつ事象の内容の周知等に協力されたいこと。

【NTT東日本】

(<http://www.ntt-east.co.jp/info/important.html>)

【NTT西日本】

(<https://www.ntt-west.co.jp/info/support/oshirase20191223.html>)

- (2) 消防用設備等の点検事業者に対し、火災通報装置の点検等の機会を捉え、火災通報装置設置者に対して、事象の内容等を周知するとともに、事象が発生する条件への該当の有無を点検報告書に記載すること等を依頼していることを踏まえ、消防用設備等の点検事業者とも連携して、当該事象の発生やその対応の状況等について把握されたいこと。

- (3) 火災通報装置設置者に対し、事象の内容を周知し、改善策の実施を促すため、個別に別紙2のリーフレットを送付して電話説明を行うなど、当該事象への対応を徹底する旨の提案（別紙3参照）をNTTから受けていることを踏まえ、次の点に留意の上、当該事象が発生しないよう、NTTと協議を行い、対応内容を検討すること。

ア NTTに提供する火災通報装置設置者に関する情報としては、例えば、個人情報に該当しない情報のうち火災通報装置が設置されている防火対象物の住所、建物名称、事業所の連絡先等が考えられるが、各自治体における行政機関が保有する個人情報の適正な取扱い等に関する条例や運用基準等に十分留意した上で対応する必要があること。

イ 火災通報装置設置者に対し、事象の内容を周知し、その改善策を講ずることを促すことは、火災発生時において消防機関が的確に情報収集し、当該防火対象物の防火安全の確保に資するものであること。

ウ NTTからの情報提供依頼については、指令台の改修時期に応じ、順次、各消防機関に対して相談があること。

（相談時期の目安）

- ・令和元年度中に指令台を改修する消防機関：通知発出後速やかに
- ・令和2年度中に指令台を改修する消防機関：指令台の改修時期の早い方から順に
令和2年9月末までに
- ・それ以外の消防機関：令和2年10月以降指令台の改修時期の早い方から順に
令和5年6月末までに

3 今後の火災通報装置の設置指導時の対応について

今後、新たに火災通報装置を設置する旨の事前相談等を受けた場合においては、事象が発生する可能性のある火災通報装置の型式の情報を踏まえ、事象が発生しないよう、火災通報装置と接続する加入電話回線の契約内容等を確認するように指導されたいこと。

4 I P 網に対応した指令台への改修について

I P 網に対応した指令台に改修する際には、別紙 4 の内容を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

＜火災通報装置に関する事項＞

消防庁予防課設備係

担当：田中、畑澤

電話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

＜指令台に関する事項＞

消防庁防災課防災情報室

担当：浅井、古川

電話：03-5253-7526

F A X：03-5253-7536